

第148回定時株主総会 招集ご通知

日時 令和3年6月29日（火曜日）
午前10時（受付開始：9時30分）
場所 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
新大手町ビル 4階429区 当社会議室

新型コロナウイルスに関するお願い

本定時株主総会に関しては、新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、当日のご来場は極力お控えいただき、ご出席に代えて、書面により議決権を事前にご行使くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

栗林商船株式会社

（証券コード 9171）

○目 次

第148回定時株主総会招集ご通知…………… 1

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件…………… 2

第2号議案 取締役9名選任の件…………… 3

第3号議案 監査役1名選任の件…………… 7

第4号議案 補欠監査役1名選任の件…………… 8

第5号議案 退任取締役に対する特別功労金贈呈の件 …… 9

添付書類

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項……………10

2. 会社の株式に関する事項……………18

3. 会社の新株予約権等に関する事項……………18

4. 会社役員に関する事項……………19

5. 会計監査人の状況……………24

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況……………25

連結計算書類……………30

計算書類……………33

監査報告書……………36

第148回定時株主総会会場ご案内略図

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目2番1号
栗 林 商 船 株 式 会 社
代表取締役社長 **栗 林 宏 吉**

第148回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第148回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、株主の皆様の安全・安心を最優先に考え、当日のご来場は極力お控えいただき、ご出席に代えて、書面により議決権を事前にご行使くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただいた上で、令和3年6月28日（月曜日）午後5時までに到着する様ご送付をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和3年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始：9時30分）

2. 場 所 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
新大手町ビル 4階429区 当社会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第148期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに
会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第148期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 退任取締役に対する特別功労金贈呈の件

以 上

- ~~~~~
1. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<https://www.kuribayashishosen.com>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kuribayashishosen.com>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- なお、本招集ご通知添付書類および上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際し、監査対象になった書類であります。
3. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への配当を最重要課題の一つと認識しており、可能な限り安定した配当を継続していくことを基本方針としております。期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1)株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金 6円 総額 75,985,470円

(2)剰余金の配当が効力を生じる日

令和3年6月30日

第2号議案 取締役9名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役全員（9名）は任期満了となります。つきましては、改めて取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	所有する当社 の 株 式 の 数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
1	栗 林 宏 吉 (昭和33年 12月16日生) 再任	76,078株	昭和57年 4 月	当社入社
	昭和60年 6 月		当社取締役関連事業部長	
			平成 元 年 6 月	当社常務取締役総務・経理担当、関連事業部長
			平成 2 年 10月	当社代表取締役専務取締役社長補佐・総務・経理担 当・関連事業部長
			平成 4 年 6 月	当社代表取締役副社長社長補佐・管理本部長・関連 事業部長
			平成 5 年 7 月	当社代表取締役副社長社長補佐・全般統括
			平成 7 年 6 月	当社代表取締役社長
			現在に至る	
取締役候補者とした理由 長年、当社グループ全体の経営の指揮を執り、その卓越したリーダーシップにより、当社グループ全体の発展を推進し、事業拡大を図り、中長期にわたる成長のための戦略策定と実行、業績について十分な成果を上げております。経営に関する高い見識、実績、能力等、豊富な経験と知見を活かすことにより、取締役会の実効性の確保と向上が期待でき、当社グループの持続的・革新的成長とさらなる企業価値向上につながると判断し、引き続き取締役候補者となりました。				
2	小 柳 圭 治 (昭和33年 10月8日生) 再任	6,200株	昭和56年 9 月	当社入社
	同 12月		トナン SHIPPING(株)出向	
			平成 5 年 7 月	当社釧路支社長
			平成11年 7 月	当社苫小牧支社長
			平成13年 7 月	当社第一営業部副部長
			平成14年 4 月	栗林物流システム(株)出向
			平成15年 7 月	当社総務部副部長
			平成16年 7 月	当社総務部部長代理
			平成19年 6 月	当社総務部長
			平成20年 6 月	当社取締役総務部長
			令和 元 年 6 月	当社常務取締役総務部長
			現在に至る	
取締役候補者とした理由 営業部門全般と支社の営業管理部門の経験を有しており、平成15年以降総務・人事部門を中心に間接部門全般の業務を担当しております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより、取締役会の実効性の確保・向上と当社グループの企業価値向上につながると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。				

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	所有する当社 の 株 式 の 数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	小 谷 均 (昭和32年 3月23日生) 再任	5,200株	平成14年 2 月 当社入社 平成16年 7 月 当社経理部副部長 平成18年 7 月 当社経理部部長代理 平成25年 7 月 当社経理部部長 平成26年 6 月 当社取締役経理部長兼関連事業部長 令和 元 年 6 月 当社常務取締役経理部長兼関連事業部長 令和 2 年10月 当社常務取締役経理部長 現在に至る
	取締役候補者とした理由 経理・財務部門の実績と経験および関連事業部門のマネジメント経験他、内部統制に関する見識を有しております。その実績、専門性およびグループ会社の経営に関する見識を活かすことにより、取締役会の実効性の確保・向上と当社グループの企業価値向上につながると判断し、引き続き取締役候補者となりました。		
4	くすのき 楠 肇 (昭和33年 4月22日生) 再任	4,000株	昭和54年10月 日本通運(株) 入社 平成22年10月 大井国際輸送支店長 平成28年 4 月 海運事業支店統括事業部部長 同 5 月 日本海運(株) 休職派遣 取締役 平成30年 5 月 日本海運(株) 常務取締役 同 10月 当社常勤顧問 令和 元 年 6 月 当社常務取締役第一営業部兼釧路支社・苫小牧支社管掌 現在に至る
	取締役候補者とした理由 長年物流業界に精通し、港湾代理店業務から国際貨物輸送に至る豊富な専門知識と経験を有しております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより、取締役会の実効性の確保・向上と当社グループの企業価値向上につながると判断し、引き続き取締役候補者となりました。		
5	い だ ひろむさ 稲 田 博 久 (昭和33年 4月8日生) 再任	6,600株	昭和63年 2 月 当社入社 トナン SHIPPING(株)出向 平成12年 4 月 栗林物流システム(株)出向 平成20年 6 月 同社取締役 平成21年 6 月 当社理事船舶部部長 栗林マリタイム(株)出向 平成29年 6 月 当社取締役船舶部長 現在に至る
	取締役候補者とした理由 子会社の外航部門の営業経験を有しており、平成21年から船員労務、船舶管理全般を担当しております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより、取締役会の実効性の確保・向上と当社グループの企業価値向上につながると判断し、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
6	栗 林 広 行 (平成2年10月26日生) 再任	17,000株	平成27年10月 平成28年4月 平成29年6月 平成30年6月 令和2年10月	当社入社 当社第二営業部部長 取締役第二営業部長 当社取締役第一営業部長 当社取締役第一営業部長兼経営企画部長 現在に至る
	取締役候補者とした理由 内航不定期船部門から内航定期船部門の営業を担当し、また新たに組織された経営企画部長を兼務して新規事業開拓と全社的な業務改革にも取り組み成果を上げています。その実績、経験、経営に関する見識をグループ全体の経営にも活かすことにより、取締役会の実効性の確保・向上と当社グループの企業価値向上につながると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。			
7	松 井 伸 二 (昭和36年11月18日生) 新任	250株	昭和59年4月 平成21年5月 平成23年6月 平成27年6月 令和2年6月 令和3年4月	北海道東北開発公庫（㈱日本政策投資銀行）入庫 日本原燃株式会社広報・地域交流室地域交流部長 財団法人地域総合整備財団開発振興部長 日本海エル・エヌ・ジー株式会社取締役経理部長 当社社外監査役 当社経営企画部部長 現在に至る
	取締役候補者とした理由 多年にわたり金融業界に籍を置き、企業を多角的に観察してきたことから、その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより、取締役会の実効性の確保・向上と当社グループの企業価値向上につながると判断し、取締役候補者としてしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
8	おおかわ こうじ 大川 康治 (昭和20年 10月13日生) 再任・独立・社外	1,900株	昭和45年 4 月 (株)日本興業銀行(株)みずほ銀行) 入行 平成 9 年 6 月 同行外国為替部長 平成12年 1 月 日本マリンテクノ(株)取締役財務担当最高責任者(CFO) 平成15年 9 月 (株)産業再生機構顧問 平成17年 5 月 辻・本郷税理士法人シニアアドバイザー(現任) 平成18年 4 月 コーポレート・ドクター(株)代表取締役(現任) 平成20年 6 月 ヤマトホールディングス(株)監査役 平成27年 6 月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職) 平成18年 4 月 コーポレート・ドクター(株)代表取締役(現任) 現在に至る
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 金融機関および税理士法人等の経験を通じて長年の企業経営に関する豊富な経験と高い見識および専門性に基づき、当社の経営に中立的、客観的な視点から有効的な発言を適宜行っており、引き続き有用な提言が期待されるため、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。		
9	きたむら しやういち 北村 正一 (昭和26年 1月14日生) 新任・独立・社外	一株	昭和49年 4 月 運輸省(国土交通省)入省 平成15年 4 月 海上保安庁装備技術部長 平成19年 2 月 日本小型船舶検査機構理事 平成21年 5 月 一般社団法人日本船用工業会専務理事 令和 2 年 6 月 一般社団法人日本船用工業会退職 現在に至る
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 旧運輸省をはじめとした、関係諸団体において多年にわたり船舶技術部門に携わった経験を有しております。これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる経歴を通じて培われた豊富な知識・経験や高い見識に基づき、独立の立場から経営全般に有用な提言が期待されるため社外取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と会社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提訴された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 当社と大川康治氏との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結してあります。大川康治氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。当該責任限定が認められるのは、同氏が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。また、北村正一氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 大川康治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員に指定してあります。
5. 北村正一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役坂上隆氏は任期満了となります。つきましては、改めて監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	所有する当社 の株式の数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
さかうえ たかし 坂上 隆 (昭和33年 8月19日生) 再任・独立・社外	6,000株	昭和56年 4 月 北海道東北開発公庫（株）日本政策投資銀行）入庫 平成20年10月 （株）日本政策投資銀行企業戦略部企画審議役 平成21年 6 月 苫小牧港開発（株）取締役船舶ターミナル部長 平成29年 6 月 当社社外監査役	現在に至る
社外監査役候補者とした理由 坂上隆氏を社外監査役候補者とした理由は、多年にわたり金融業界に籍を置き、企業を多角的に観察してきたことから、監査役としての識見、力量とも十分兼ね備えた人物と思料したからであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。			

(注) 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。

2. 坂上隆氏は、社外監査役候補者であります。

3. 坂上隆氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員に指定しております。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提訴された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役の員数が欠けた場合に備えて、補欠の社外監査役として徳間亜紀子氏の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴および重要な兼職の状況
とくま あきこ 徳間亜紀子 (昭和48年 11月14日生) [新任]	一株	平成10年7月 中央監査法人(みずほ監査法人) 入所 平成19年8月 新日本監査法人(EY新日本有限責任監査法人) 入所 平成22年11月 徳間公認会計士事務所(現在) 令和2年11月 税理士法人徳間会計(現在) 現在に至る
補欠の社外監査役候補者とした理由 徳間亜紀子氏を社外監査役の補欠として選任する理由は、長年にわたり公認会計士および税理士として豊富な経験と知識を有しており、様々な会社の会計監査を行い、公認会計士として高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見を有しており、補欠の社外監査役として適任と史料したからであります。		

- (注) 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 徳間亜紀子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提訴された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定してあります。

第5号議案 退任取締役に対する特別功労金贈呈の件

本総会終結の時をもって栗林定友氏および神田良夫氏が退任されます。代表取締役会長の栗林定友氏は、昭和27年11月取締役就任以降68年間の長期にわたり取締役の地位にあり、その在任期間中の昭和35年11月から令和3年6月の期間、60年間代表取締役として当社の企業基盤の構築と発展において多大な貢献がありました。また、専務取締役の神田良夫氏も平成18年6月取締役に就任以降当社の定期船部門と不定期船部門を指揮し、多大な貢献がありました。

つきましては、その在任中の功労に報いるため、令和元年6月27日開催の第146回定時株主総会において決議いただいた退職慰労金とは別に、当社における一定の基準を踏まえ、ガバナンス委員会の答申内容に従い、取締役会にて審議の上、特別功労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、特別功労金贈呈の時期、および方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。退任役員の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
栗 林 定 友 くりばやし だとも	昭和27年11月 当社取締役 昭和35年11月 当社代表取締役専務取締役 昭和37年 5 月 当社代表取締役社長 平成 7 年 6 月 当社代表取締役会長 現在に至る
神 田 良 夫 かんだ よしお	平成18年 6 月 当社取締役 平成27年 6 月 当社常務取締役 令和元年 7 月 当社専務取締役 現在に至る

以 上

添付書類

事業報告

(自 令和 2 年 4 月 1 日)
(至 令和 3 年 3 月 31 日)

1. 企業集団の現況に関する事項**(1) 事業の経過およびその成果**

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により期首に停滞した経済活動は持ち直しつつあるものの、感染症は秋口から再拡大し、再度の緊急事態宣言等により企業活動は制限を受け、先行き不透明なまま推移いたしました。

海外においても、中国では感染の収束の兆しが見え、米国や欧州でもワクチン投与が始まったことで経済活動が徐々に再開し、景気は緩やかな回復基調に変わってきておりますが、変異株の問題もあり先行きは依然として予断を許さない状況が続いております。

この様な経済情勢の中で当社グループは、海運事業においては北海道定期航路では、経済活動の再開によって貨物全般に持ち直しの動きが見られましたが前年には届かず、スポット貨物も伸び悩みました。燃料費は廉価に推移し、コスト削減効果も寄与しましたが、貨物輸送量が前年を下回った事で、減収、減益となりました。近海航路においては市況は回復傾向にあり、三国間定期航路も堅調に推移し、増益となりました。

ホテル事業においては、段階的な経済活動の再開や観光支援事業によって業績の改善が見込まれましたが、新型コロナウイルスの感染の再拡大により、大幅な減収減益となりました。

不動産事業は概ね順調に推移いたしました。

事業セグメント毎の業績概況は次のとおりであります。

(海運事業)

新型コロナウイルス感染症流行直後の落ち込みから徐々に回復しておりますが、北海道定期航路では一般雑貨は持ち直してきているものの、主要貨物の紙製品の輸送需要の減少は大きく、スポット貨物も伸び悩みました。燃料費は前年に比べて廉価に推移し、コスト削減効果も寄与しましたが、貨物輸送量は前年を下回り、減収、減益となりました。近海航路においては、市況は回復傾向にあり、三国間定期航路も堅調に推移し、増益となりました。これらの結果、売上高は前年度に比べて32億3千9百万円減（7.4%減）の402億4千9百万円となり、営業費用は前年度に比べて32億9千2百万円減（7.6%減）の399億9千3百万円で、営業利益は前年度に比べて5千3百万円増（26.2%減）の2億5千6百万円となりました。

(ホテル事業)

新型コロナウイルス感染症拡大による宿泊需要の激減によって、令和2年4月26日から6月18日まで臨時休業となり、その後の経済活動の再開や観光支援事業によって業績は改善したものの、再度の感染拡大によって、令和3年1月21日から3月11日まで再度臨時休業となり、大幅な減収、減益となりました。これらの結果、売上高は前年度に比べて12億3千1百万円減（64.7%減）の6億7千1百万円となり、営業費用は前年度に比べて7億2千4百万円減（37.3%減）の12億1千9百万円で、営業利益は前年度に比べて5億7百万円減少の5億4千7百万円の営業損失となりました。

(不動産事業)

前年度と同様に順調に推移し、売上高は前年度並みの6億5千7百万円となり、営業費用は前年度に比べて2百万円増（0.7%増）の4億6百万円で、営業利益は前年度に比べて2千4百万円減（9.0%減）の2億5千万円となりました。

以上の結果、売上高が前年度に比べて44億9千2百万円減（9.8%減）の414億9千8百万円、営業利益が前年度に比べて4億7千8百万円減の4千1百万円の営業損失となり、経常利益が前年度に比べて3億7千9百万円減（55.4%減）の3億5百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が前年度に比べて2億4千万円増（55.8%増）の6億7千万円となりました。

【次期の見通し】

次期連結業績見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の収束時期が見えない状況下で、景気は依然として厳しい状況が続くと予想される中、当社を取り巻く経営環境は感染症拡大に伴う経済活動の停滞等の影響が払拭できない状況にあり、次期の業績は売上高440億円、営業利益2億円、経常利益5億円、親会社株主に帰属する当期純利益は2億円を見込んでおります。

各事業セグメントの今後の課題と取り組みにつきましては下記の通りです。

海運事業は、北海道定期航路においては国内経済の停滞で輸送量の回復が遅れている中、取引先製紙メーカーの減産が進むことから、更なる営業強化を行い代替貨物の確保を進めるとともに効率的な船隊編成や配船に努め、燃料油価格の変動に注視しながら、低燃費航海や燃料費の低減、シャーシ回転率の向上によるコスト削減を進めてまいります。近海航路においては台

湾上海間の定期サービスを軸に適切な船隊規模を維持し、適正な対策を講じてまいります。

ホテル事業は、新型コロナウイルス感染症の収束時期が見えない中で、今後のワクチン接種率の増加による移動制限の緩和状況と、アフターオリンピックに向けてのエージェント各社の商品造成を注視して、新型コロナウイルス収束後の接客対応と集客準備を進めてまいります。

不動産事業は、引き続き継続した安定した利益の確保に努めてまいります。

(2) 対処すべき課題

①新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、経済活動の停滞による業績への影響だけに止まらずに、感染拡大防止と従業員並びに関係者の安全確保のために、在宅勤務の活用など当社の就業形態を変更して対応いたしました。今後も感染症によるパンデミックの発生以外にも自然災害などの外的要因に対して、事業を継続できる環境整備を進めてまいります。

②安全対策の強化

グループ各社は、船舶運航、港湾荷役、車両運行などの業務遂行における安全の確保に努めています。安全管理規程、安全作業基準の順守はもとより、災害対策マニュアルなどの安全対策および、不慮の事故に備えた各種保険の適宜見直しを行い、大規模な自然災害の発生時にも事業を継続できる体制の構築を目指します。

③効率的な運航形態の追求

CO₂削減など環境保全の面からも、定時入出港、運航頻度に応じた適正な配船計画を行い、より効率的な運航形態を追求します。

④人材の確保

一般に船員の高齢化が叫ばれておりますが、当社の船員は平均年齢40歳未満であり、近年は大学卒・高専卒の新卒船員も増えて参りました。今後も優秀な船員の確保を進めるとともに、船舶安全運航の技術伝承の為に、重複乗船期間の設定やシミュレーターによる研修、陸上勤務のローテーション等を実施してまいります。当社船員は、労働組合に所属しておりますが、国民保護法に指定される船社としての自覚も教育しております。

また、陸上職員（現業・事務職）につきましましては、企業の持続的な成長に応じた人材の育成に当たり、現在人事制度の見直しを行っております。社員が高いモチベーションを持って日々の業務を行い、当社グループの一員として顧客に対し誠実に向き合って信頼を勝ち取り、未永く顧客とともに社会に貢献できる人材の育成を目指してまいります。

⑤内部統制の強化

グループ各社のリスク管理体制を確立し、業務および財務などにおける全社的な内部統制を行い、適宜見直すことで、業務の適正を確保して不祥事の発生を防止します。

⑥金利の変動

当社グループの設備・運転資金は主に金融機関から調達しています。今後の景気動向によって調達金利が収益に大きな影響を与えないよう、金利の固定化や資金調達の多様化を進めます。

⑦グループ各社との連携

グループ各社の果たすべき役割の明確化、営業活動の連携強化を図り、新規荷主および

貨物を常の開拓するとともに、適正な船隊構成の確立を図ります。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の主なものは次のとおりであります。
当連結会計年度中に増加した船舶

船主	船名	重量トン数(D/W)	竣工年月
栗林物流システム株式会社	神門丸	1,620	令和2年9月
栗林マリタイム株式会社	神永丸	6,950	令和3年1月

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資に要した資金は、借入金及び自己資金により賄いました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2020年9月1日付で北日本海運株式会社の発行済株式の全部を取得し、連結子会社化いたしました。

(9) 企業集団の財産および損益の状況の推移

項 目 \ 期 別	第145期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第146期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第147期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第148期(当連結会計年度) (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
売上高 ^(百万円)	45,969	47,588	45,991	41,498
経常利益 ^(百万円)	2,006	1,926	684	305
親会社株主に帰属する 当期純利益 ^(百万円)	1,529	1,637	430	670
1株当たり当期純利益 ^(円)	121.48	130.11	34.12	53.00
総資産 ^(百万円)	54,966	56,935	63,859	68,834
純資産 ^(百万円)	20,430	21,452	20,677	22,566

- (注) 1. 売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産、純資産の金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 第148期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 百万円	出資比率 %	主要な事業内容
共 栄 運 輸 株 式 会 社	36	74.92 (4.30)	海 運 事 業
共 栄 陸 運 株 式 会 社	20	100.00 (100.00)	//
三 陸 運 輸 株 式 会 社	93	84.76 (ー)	//
三 陸 輸 送 株 式 会 社	21	100.00 (100.00)	//
栗 林 物 流 シ ス テ ム 株 式 会 社	84	100.00 (ー)	//
大 和 運 輸 株 式 会 社	80	66.86 (36.30)	//
栗 林 運 輸 株 式 会 社	156	73.98 (0.15)	//
八 千 代 運 輸 株 式 会 社	50	100.00 (100.00)	//
株 式 会 社 ケ イ セ ブ ン	97	51.28 (25.64)	//
栗 林 マ リ タ イ ム 株 式 会 社	10	100.00 (ー)	//
北 日 本 海 運 株 式 会 社	40	100.00 (ー)	//
株 式 会 社 登 別 グ ラ ン ド ホ テ ル	100	90.27 (6.18)	ホ テ ル 事 業
株 式 会 社 セ ブ ン	70	100.00 (ー)	不 動 産 事 業

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 出資比率欄の () 内は当社の子会社が所有する出資比率を内数で示しております。

3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

4. 北日本海運株式会社は、2020年9月1日付で発行済株式の全部を取得し、当社の完全子会社化となりました。

(11) 主要な事業

当社グループは、海運事業を主な事業としており、併せてホテル事業、不動産事業を営んでおります。

(12) 主要拠点等

当社本社 東京都千代田区

国内事業拠点 当社釧路支社（北海道釧路市）、当社苫小牧支社（北海道苫小牧市）、当社室蘭支店（北海道室蘭市）、当社仙台営業所（宮城県仙台市）、栗林運輸株式会社（東京都港区）、三陸運輸株式会社（宮城県塩竈市）、大和運輸株式会社（大阪府大阪市）、共栄運輸株式会社（北海道函館市）、北日本海運株式会社（北海道函館市）、栗林物流システム株式会社（東京都千代田区）、株式会社登別グランドホテル（北海道登別市）

(13) 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	備 考
現 業 従 業 員	582名	44名増	
事 務 従 業 員	521名	19名増	
計	1,103名	63名増	

(注) 上記現業従業員の従業員数には、21名の契約社員が含まれ、事務従業員の従業員数には、8名の契約社員およびパートが含まれております。

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	5,230 百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,633
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,567
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,544
株 式 会 社 北 洋 銀 行	2,190
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	2,172

(注) 百万円未満は切捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況

発行済株式の総数	12,664,245株 (自己株式75,451株を除く)
資本金	1,215,035,325円
株主数	1,592名 (対前期末比346名増)
単元株式数	100株

(2) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
栗林株式会社	1,150 ^{千株}	9.08 [%]
三井住友海上火災保険株式会社	1,063	8.39
栗林定友	861	6.80
王子ホールディングス株式会社	829	6.54
日本製紙株式会社	829	6.54
株式会社日本製鋼所	819	6.47
栗林英雄	685	5.40
東京海上日動火災保険株式会社	662	5.22
三井住友信託銀行株式会社	562	4.43
株式会社みずほ銀行	443	3.50

(注) 千株未満は切捨てて表示しております。

持株比率は、自己株式（75,451株）を控除して計算しております。

(3) その他株式に関する重要な事項

特記事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	栗 林 定 友	
代表取締役社長	栗 林 宏 吉	
専 務 取 締 役	神 田 良 夫	社長補佐兼第二営業部長兼室蘭支店管掌
常 務 取 締 役	小 柳 圭 治	総務部長
常 務 取 締 役	小 谷 均	経理部長
常 務 取 締 役	楠 肇	第一営業部兼釧路支社・苫小牧支社管掌
取 締 役	稲 田 博 久	船舶部長
取 締 役	栗 林 広 行	第一営業部長兼経営企画部長
取 締 役	大 川 康 治	コーポレート・ドクター(株)代表取締役
監 査 役(常勤)	坂 上 隆	
監 査 役	廣 渡 鉄	弁護士 廣渡法律事務所所長
監 査 役	松 井 伸 二	

(注) 1. 取締役大川康治氏は社外取締役であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提訴された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約の被保険者は子会社を含めた全取締役および監査役であります。

3. 当社と大川康治氏との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定が認められるのは、同氏が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

4. 監査役坂上 隆氏、廣渡 鉄氏および松井伸二氏は社外監査役であります。

5. 監査役坂上 隆氏、松井伸二氏は長年金融業務を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役廣渡 鉄氏は弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、また、弁護士として高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見を有するとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有するものであります。なお、同氏と坂上 隆氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した監査役

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位・担当および 重要な兼職の状況
伊 藤 一 泰	令和2年6月26日	辞任	監査役
松 井 伸 二	令和3年3月31日	辞任	監査役

(注) 松井伸二氏の辞任に伴い、監査役の法定員数を欠くこととなるため、令和3年4月1日付で補欠監査役の和田芳幸氏が社外監査役に就任いたしました。なお、和田芳幸氏は令和2年6月26日開催の当社第147回定時株主総会において、補欠監査役に選任されており、社外監査役の要件を満たしてあります。また、和田芳幸氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員に指定しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

①当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	138,376 (7,495)	131,736 (7,200)	6,640 (295)	9 (1)
監査役 (うち社外監査役)	17,890 (17,890)	17,160 (17,160)	730 (730)	4 (4)

(注) 1. (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役も同様としております。なお、当社は本方針を取締役会を経て決定しております。

(2) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件決定に関する方針）

当社の取締役の基本報酬は固定報酬とし、月額15,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分は含まない）となっており役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して株主総会後の取締役会で決定するものとしております。

(3) 非金銭報酬等の内容および算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬は、譲渡制限付株式とし、取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進める事を目的として、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに従って譲渡制限付株式を割当てることとしております。譲渡制限付株式報酬は、取締役については年額50,000千円以内（うち社外取締役は10,000千円以内）と報酬の範囲内と定めており、その割当ては、当社に於ける対象役員の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、株主総会翌月の取締役会で承認後与える事を定めております。

(4) 金銭報酬の額、または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど報酬が高まる構成とし、ガバナンス委員会において検討を行っております。取締役会はガバナンス委員会の答申内容に従い、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役個人別の報酬等の内容を決定することとしております。報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：非金銭報酬等＝9：1としております。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長栗林宏吉が委任を受けるものとしており、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分としております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、ガバナンス委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。また、取締役の株式報酬の個人の割当て数についても同じくガバナンス委員会の答申を踏まえ、

取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議しております。なお、以上の過程により個人別の報酬等の内容を決定しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

(6) 退任役員に対する特別功労金の支払い方針

在任中の功績が著しい役員には、退職慰労金のほかに、特別功労金を支給する事が規程に定めてあります。特別功労金は、ガバナンス委員会の答申結果に従い、取締役会で決定します。算定方法は、役員の勤続年数、貢献度を加味して、取締役は、退職慰労金支給額の30%を上限としております。監査役に関しては、退職慰労金支給額の10%を上限としております。なお、退職慰労金打切り支給の対象者は令和3年3月31日現在10名であります。

2. 上記の他に、使用人兼務取締役の使用人給与相当額19,560千円があります。
3. 取締役および監査役の報酬限度額について、取締役の報酬額は、平成3年6月27日開催の第118回定時株主総会（取締役7名・監査役2名）において、月額15,000千円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、また、監査役の報酬額は、昭和62年6月26日開催の第114回定時株主総会（取締役7名・監査役2名）において、月額3,000千円以内として、それぞれ承認いただいております。また、令和元年6月27日開催の第146回定時株主総会（取締役10名・監査役2名）において、上記報酬枠とは別枠で、取締役および監査役に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、取締役については年額50,000千円以内（うち社外取締役10,000千円以内）、監査役については年額5,000千円以内とそれぞれ承認いただいております。
4. 取締役および監査役の報酬等の総額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額を含んでおります。
5. 当社は、令和元年6月27日開催の第146回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を、当社の規程に従い退任時に打切り支給することを承認いただいております。
6. 上記には、令和2年6月26日開催の第147回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。

②当事業年度において取締役および監査役が受けた退職慰労金の額
社外監査役1名 636千円

(4) 社外役員に関する事項

取締役 大川 康治

事業年度における活動状況

①重要な兼職先と当社との関係

取締役大川康治氏は、コーポレート・ドクター(株)の代表取締役を兼務しております。なお、当社とコーポレート・ドクター(株)の間には特別の利害関係はありません。

②事業年度における活動状況

当事業年度において開催された取締役会16回のすべてに出席し、企業経営・企業会計分野での豊富な知識、経験等から、当社の経営に関し、適宜発言等を行っております。

監査役 坂上 隆

事業年度における活動状況

当事業年度において開催された取締役会16回のすべて、監査役会20回のすべてに出席し、企業経営・企業会計分野での豊富な知識、経験等から、当社の経営に関し、適宜発言等を行っております。

監査役 廣渡 鉄

①重要な兼職先と当社との関係

監査役廣渡 鉄氏は、廣渡法律事務所の所長を兼務しております。なお、当社と廣渡法律事務所との間には特別の利害関係はありません。

②事業年度における活動状況

当事業年度において開催された取締役会16回のすべて、監査役会20回のすべてに出席し、弁護士としての高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見等から、当社の経営に関し、適宜発言等を行っております。

監査役 松井 伸二

事業年度における活動状況

当事業年度において、監査役就任後開催された取締役会12回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、企業経営・企業会計分野での豊富な知識、経験等から、当社の経営に関し、適宜発言等を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

(5) 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

①取締役 2,850千円

②社外監査役 9,030千円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりであります。

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	37,700千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	37,700千円

- (注) 1. 当社監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査時間および監査報酬の推移を確認し、当該事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1)当社は、法令遵守を最重要課題と位置づけており、コンプライアンスマニュアルを作成し、法令等遵守方針、企業倫理方針を定め取締役ならびに従業員に周知しております。
- 2)コンプライアンスマニュアルに、コンプライアンス委員会の組織を明示し、取締役ならびに従業員の法令遵守のための体制構築を図っております。
- 3)法令等遵守体制の有効性について内部監査部門によるチェックを実施し、内部統制システムの構築に努めております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書等については、文書管理規程により、適正な保存および管理を行っております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1)コンプライアンス委員会規程にコンプライアンス委員会の組織および内部監査規程に内部監査部門による内部監査の実施が明示され、リスク管理体制の構築を図っております。
- 2)安全および環境保護の方針に人命と船舶の安全、海洋環境および財産の保全を基本方針とすることを明示しております。
- 3)安全管理規程に安全管理の組織が明示され、不測の事態には運航基準、事故処理基準等により適切に対応する体制となっており、再発防止等の対策をとることを明示しております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1)取締役は取締役会規程および取締役会細則に定める職務権限および決議事項に従い、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制となっております。
- 2)取締役会は、法令および定款・社内規程で定められた事項ならびに経営上の重要事項について、毎月1回定期開催される取締役会、必要に応じて開催される臨時取締役会で決議しております。

⑤使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1)コンプライアンスマニュアルに法令遵守方針、企業倫理方針を明示し、社内イントラネットに掲示し従業員に周知しております。
- 2)コンプライアンスマニュアルに従業員の法令・規定違反等の報告体制として、内部通報相談窓口の設置を明示し、内部通報規程による内部通報制度を構築しております。
- 3)従業員の法令違反等が明らかになった場合は、コンプライアンス委員会が違法行為等を

是正するための措置を講じるとともに、取締役会へ報告し必要があれば懲罰等の措置をとる体制となっております。

⑥当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程にグループ各社の経営状況、経営計画、営業上重要な事項等当社へ報告すべき事項を明示しております。

2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ)当社グループ各社は、コンプライアンス委員会規程においてコンプライアンス委員会の組織を明示し、各社でコンプライアンスに関する業務を取扱い、必要があれば当社のコンプライアンス委員会へ報告する体制となっております。

ロ)内部監査規程にグループ各社のリスク管理の有効性について、当社の内部監査部門による定期的な内部監査によりモニタリングを実施することが明示されております。

3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループ各社は、社内規程において明確にした職務分掌、職務権限に基づいて業務を行う体制としており、取締役等は職務の重要度に応じて規程に明示されている決裁基準に従って職務を執行する体制となっております。

4)子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ)当社作成のコンプライアンスマニュアルをグループ各社に配布し、取締役ならびに従業員に法令遵守方針および企業倫理方針を周知しております。

ロ)内部通報規程により、当社グループ共通の内部通報制度を構築しております。

ハ)内部監査規程に、当社の内部監査部門がグループ会社の内部監査を定期的を実施することが明示されております。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

1)内部監査規程に監査役は内部監査部門の従業員に必要な調査等を指示できることが明示されております。

2)監査役は必要に応じ内部監査部門が実施する内部監査の報告を求めることができる体制となっております。

⑧監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1)内部監査部門の組織変更および従業員の選任に関しては監査役の同意が必要であることが内部監査規程に明示しております。

- 2)内部監査部門の従業員が監査役の指示による調査等を行う場合は定期的な内部監査によらず随時実施することが明示されております。
- ⑨当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1)監査役は必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門の従業員その他の者から報告を受けることができることが監査役会規程に明示されております。
 - 2)監査役会は法令に定める事項のほか、取締役が監査役会に報告すべき事項を取締役と協議して定め、その報告を受ける体制となっております。
 - 3)監査役は代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題等について意見交換を行うよう努めております。
- ⑩子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
- 1)関係会社管理規程に監査役はグループ会社から必要な報告を求め、さらに必要と認めた場合は業務および財産の調査をすることが明示されております。
 - 2)当社およびグループ会社共通の内部通報規程が整備され、内部通報があった場合には必要があれば監査役が出席するコンプライアンス委員会で対処することが明示されております。
- ⑪監査役へ報告した者が当該報告をしたことにより不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 内部通報はコンプライアンス委員会へ報告され通報した者に不利益な扱いをしてはならないことが明示されており、監査役への報告についても同様な取扱いをする体制とします。
- ⑫監査役職務の執行の費用の支払いの方針その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1)グループ各社共通の監査役監査規程に職務執行のため必要と認める費用を会社に請求することができることが明示されており、当社においてもこれを準用することとします。
 - 2)監査役は取締役会、内部統制委員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席すると共に、議事録、稟議書等業務執行に関する重要な文書を閲覧し必要に応じて取締役、内部監査部門の従業員からの報告を受け連携できる体制となっております。
- ⑬財務報告の信頼性を確保するための体制
- 1)適正な会計処理を確保し財務報告の信頼性を向上させるため、経理規程等の経理関係規程を整備しております。
 - 2)財務報告に係る内部統制の有効性チェックのため、内部監査部門による内部監査を定期的実施し、必要があれば是正、改善の対策を実施する体制となっております。

⑭反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

反社会的勢力排除のための体制

- 1)コンプライアンスマニュアルに、反社会的勢力への対抗を明示し当社およびグループ各社の取締役ならびに従業員に周知し、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して会社組織として一切の関係を遮断する体制としております。
- 2)警察当局、関係団体等と十分に連携し、反社会的勢力および団体に関する情報を収集するとともに組織的な対応が可能となるような体制としております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

①内部統制システム

当社では内部統制の基本方針およびコンプライアンス委員会規程に、当社およびグループ各社のコンプライアンス委員会の設置が明示され、定期的に委員会が開催されております。また、常勤監査役が出席して定期的に開催される内部統制委員会では、内部監査部門からの報告および法令・社内規程等の遵守状況が審議され、必要な対応がとられております。

②取締役の職務執行

当社は取締役会規程に基づき、毎月一回の取締役会が開催され、法令、定款または社内規程に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行っております。

取締役会には、社外取締役および社外監査役も出席し、職務執行状況の監督をしております。

③内部監査

当社では、内部監査規程に基づき内部監査部門が設置されております。内部監査部門は内部統制委員会で承認された、年度監査計画に基づいて外部監査人および常勤監査役と連携して当社およびグループ会社の内部監査を実施しております。

内部監査の結果は社長、内部統制委員会および監査役へ適宜報告されております。

④当社グループ会社の管理

連結子会社の月次の経営概況、中長期の経営計画等は関係会社管理規程に基づき当社担当部門に報告されております。

また、当社内部監査部門はグループ会社の内部監査部門と連携して定期的に内部監査を実施し、監査結果は、当社関係者の他、当該子会社の担当部門長へ報告されております。

⑤監査役の職務執行および監査の実効性の確保

監査役は監査役会規程に基づく取締役会への出席の他、コンプライアンス委員会および

内部統制委員会の他、当社の重要な会議に出席し、必要があれば意見を述べております。

また、監査役監査については、当社内部監査部門および外部監査人と連携し、当社およびグループ会社の監査を実施するとともに、グループ会社監査役との意見交換等が行われております。

連結貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	19,284,514	流 動 負 債	17,459,283
現金及び預金	9,576,988	支払手形及び買掛金	5,784,788
受取手形及び売掛金	8,558,061	短期借入金	5,380,000
商品及び製品	36,899	1年以内返済予定長期借入金	2,830,028
原材料及び貯蔵品	273,361	1年以内支払予定長期未払金	1,037,780
未収入金	500,923	1年以内償還予定社債	164,000
その他流動資産	338,422	リース債務	283,947
貸倒引当金	△142	未払法人税等	284,307
固 定 資 産	49,540,219	賞与引当金	445,778
有形固定資産	36,338,961	その他流動負債	1,248,652
船舶	18,529,290	固 定 負 債	28,808,743
建物及び構築物	5,647,110	社 債	876,000
機械装置及び運搬具	878,983	長期借入金	11,629,917
土地	10,093,490	長期未払金	10,548,111
リース資産	731,222	リース債務	528,323
建設仮勘定	2,750	繰延税金負債	1,888,440
その他有形固定資産	456,113	役員退職慰労引当金	601,752
無形固定資産	1,251,317	退職給付に係る負債	2,300,445
借地権	1,033,258	負ののれん	196,409
ソフトウェア	84,636	その他固定負債	239,343
のれん	101,599	負 債 合 計	46,268,026
その他無形固定資産	31,823	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	11,949,940	株 主 資 本	15,972,921
投資有価証券	10,505,013	資 本 金	1,215,035
長期貸付金	1,281	資本剰余金	978,012
繰延税金資産	414,849	利益剰余金	13,800,653
保険積立金	668,721	自己株式	△20,780
その他の投資資金	398,297	その他の包括利益累計額	3,452,173
貸倒引当金	△38,221	その他有価証券評価差額金	3,452,187
繰 延 資 産	9,677	繰延ヘッジ損益	△13
社債発行費	9,677	非支配株主持分	3,141,289
資 産 合 計	68,834,411	純 資 産 合 計	22,566,384
		負債及び純資産合計	68,834,411

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 令和 2 年 4 月 1 日)
(至 令和 3 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高			41,498,486
売上原価			35,412,207
売上総利益			6,086,279
販売費及び一般管理費			6,127,365
営業損失(△)			△41,086
営業外収益			
受取利息		155	
受取配当金		273,932	
受取償却資産利益		124,961	
受取投資利益		81,089	
受取保険金		23,690	
受取外収益		11,101	
受取営業外費用		208,773	723,705
営業外費用			
支払利息		284,291	
支払営業外費用		93,137	377,429
経常利益			305,189
特別利益			
投資有価証券売却益		21,576	
固定資産売却益		408,739	
補助金の収入		3,157	
補助金の収入		164,409	
のれんの発生益		29,261	
		161,338	788,483
特別損失			
減価償却資産の処分損失		12,370	
固定資産の処分損失		14,352	
投資有価証券の処分損失		2,989	
臨時費用		79,757	
船舶の解体費用		130,000	
その他特別損失		5,103	244,574
税金等調整前当期純利益			849,099
法人税、住民税及び事業税			216,106
法人税等調整額			△88,476
当期純利益			721,469
非支配株主に帰属する当期純利益			50,807
親会社株主に帰属する当期純利益			670,662

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 令和 2 年 4 月 1 日)
(至 令和 3 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
令和 2 年 4 月 1 日 残 高	1,215,035	971,090	13,205,834	△27,293	15,364,667
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△75,843		△75,843
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			670,662		670,662
自 己 株 式 の 取 得				△4	△4
自 己 株 式 の 処 分		853		6,517	7,370
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		6,069			6,069
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	6,922	594,818	6,513	608,254
令和 3 年 3 月 31 日 残 高	1,215,035	978,012	13,800,653	△20,780	15,972,921

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
令和 2 年 4 月 1 日 残 高	2,143,472	△224	2,143,248	3,170,055	20,677,971
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△75,843
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					670,662
自 己 株 式 の 取 得					△4
自 己 株 式 の 処 分					7,370
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					6,069
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)	1,308,715	210	1,308,925	△28,766	1,280,158
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	1,308,715	210	1,308,925	△28,766	1,888,413
令和 3 年 3 月 31 日 残 高	3,452,187	△13	3,452,173	3,141,289	22,566,384

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,181,696	流動負債	6,791,196
現金及び預金	1,356,284	海運業未払金	1,879,531
受取手形	176,326	短期借入金	2,500,000
海運業未収金	3,469,584	1年以内返済予定長期借入金	1,816,894
貯蔵品	137,367	1年以内償還予定社債	120,000
未収入金	14,358	リース債務	106,912
その他の流動資産	27,799	未払金	43,739
貸倒引当金	△23	未払費用	27,903
固定資産	19,985,137	未払法人税等	66,001
有形固定資産	7,751,539	賞与引当金	29,843
船舶	4,637,892	その他の流動負債	200,371
建物	332,489	固定負債	9,147,553
構築物	1,553	社債	460,000
車両及び運搬具	135,068	長期借入金	6,766,768
工具器具備品	243,130	リース債務	197,770
土地	2,122,110	繰延税金負債	1,217,443
リース資産	279,294	退職給付引当金	155,889
		役員退職慰労引当金	329,564
		その他の固定負債	9,886
無形固定資産	16,298	関係会社債務保証損失引当金	10,230
借地権	4,870	負債合計	15,938,749
その他の無形固定資産	11,428	純資産の部	
投資その他の資産	12,217,299	株主資本	6,230,300
投資有価証券	8,397,688	資本金	1,215,035
関係会社株	2,310,187	資本剰余金	750,970
長期貸付金	1,050,000	資本準備金	740,021
会費	14,320	その他資本剰余金	10,948
保険積立金	295,386	利益剰余金	4,285,074
差入保証金	126,117	利益準備金	235,800
その他の投資	31,556	その他利益剰余金	4,049,274
貸倒引当金	△7,956	圧縮記帳積立金	119,629
繰延資産	5,470	別途積立金	1,665,000
社債発行費	5,470	繰越利益剰余金	2,264,644
		自己株式	△20,780
		評価・換算差額等	3,003,255
		その他有価証券評価差額金	3,003,269
		繰延ヘッジ損益	△13
		純資産合計	9,233,555
資産合計	25,172,305	負債及び純資産合計	25,172,305

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 令和 2 年 4 月 1 日)
(至 令和 3 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目										金 額	
海海	運運	業業	收費	益用							16,269,095
	運船		航		費費					6,803,146	
	船借		船		料料					1,191,917	
	海		業		益益					7,094,858	15,089,922
そそ	のの	運	事	業	利	益用					1,179,172
	のの	他	事	業	收費	利					103,881
	のの	の	他	業	業	業					36,959
	のの	の	事	業	業	業					66,921
営	業	総	利	益							1,246,094
一	般	管	理	費							1,054,329
営	業	業	利	益							191,764
営	業	外	收	益							
	受受	取取	配	利	当	息				43,007	
	受受	取取	保	險	險	金				264,624	
	のの	他	業	外	用	金				222	
営	業	外	費	用		益				37,876	345,730
	支社	払債	行	利	償	息				94,782	
	社社	債債	損	費	償	息				4,416	
	貸貸	倒倒	引	損	損	却				4,176	
	関係	会社	業	外	引	失				203,000	
	のの	債債	業	外	金	入				10,230	
	のの	他	業	外	費	額				32,287	348,893
経	常	利	益								188,601
特	別	利	益								
	固投	定資	資有	産証	売券	却却				2,533	
	保保	資資	解解	約約	返返	戻戻				99	
	補補	助助	他他	金金	収収	利利				1,282	
特	のの	別別	損損	特特	別別	失失				116,133	120,048
	減固	定定	損損	産産	損損	却却					
	備備	船船	資資	解解	売売	約約				5,112	
	のの	他他	他他	特特	別別	損損				16,751	
	のの	のの	のの	のの	のの	のの				130,000	
税	引	前	当	期	純	利	益				151,863
法	人	税	住	民	税	及	び				156,786
法	人	税	等	調	整	業	税				124,052
当	期	純	利	益							△80,937
期	純	利	益								113,671

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 令和 2 年 4 月 1 日)
(至 令和 3 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

</

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
令和 2 年 4 月 1 日 残 高	1,789,654	△224	1,789,430	7,974,536
事業年度中の変動額				
圧縮記帳積立金の取崩				－
剰 余 金 の 配 当				△75,843
当 期 純 利 益				113,671
自 己 株 式 の 取 得				△4
自 己 株 式 の 処 分				7,370
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	1,213,614	210	1,213,824	1,213,824
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	1,213,614	210	1,213,824	1,259,019
令和 3 年 3 月 31 日 残 高	3,003,269	△13	3,003,255	9,233,555

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年5月24日

栗林商船株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福田 慶久 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小野原 徳郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、栗林商船株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、栗林商船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年5月24日

栗林商船株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福田 慶久 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小野原 徳郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、栗林商船株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第148期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第148期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 当監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、当監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を、会計監査人EY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和3年5月25日

栗林商船株式会社 監査役会

監査役(常勤) 坂 上 隆 ㊟

監 査 役 廣 渡 鉄 ㊟

監 査 役 和 田 芳 幸 ㊟

(注) 監査役坂上 隆、廣渡 鉄および和田芳幸は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

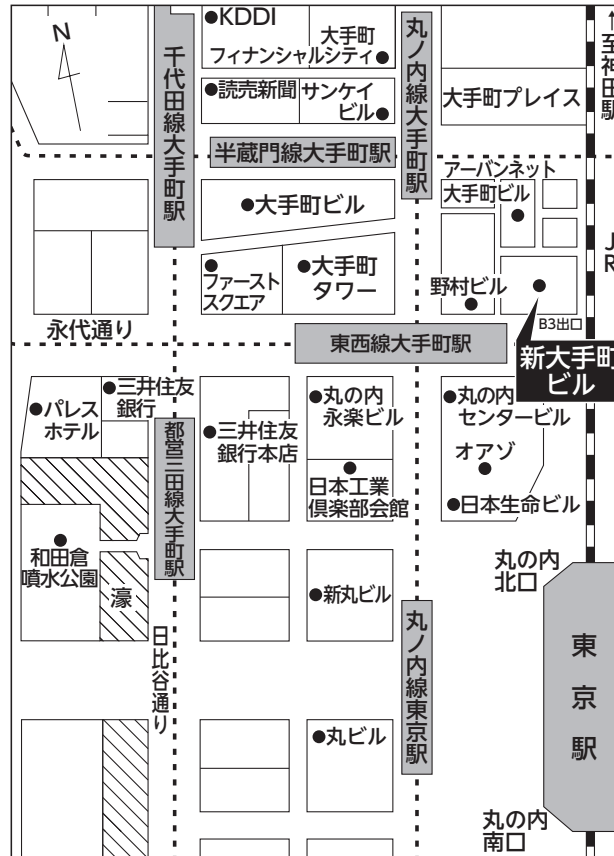
以 上

第148回定時株主総会会場ご案内略図

東京都千代田区大手町二丁目2番1号

新大手町ビル 4階429区 当社会議室

電話 (03) 5203-7981 (代表)



J R 東京駅 丸の内北口より徒歩5分
東京メトロ 丸の内線・東西線・半蔵門線・千代田線・都営三田線
大手町駅 B3出口直結/A5出口より徒歩2分

栗林商船株式会社

<https://www.kuribayashishosen.com>

この株主総会招集ご通知の内容は、上記ホームページ上でもご覧になれます。

UD
FONT

ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。